

【政府のマスク着用の考え方の見直しの概要】(基本的対処方針(令和5年2月10日変更)より抜粋)

- ・ 「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。
 - ・ 政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、**感染防止対策としてマスク(不織布マスクを推奨)の着用が効果的である場面などを示す**
 - ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスク着用を推奨。
- ① 医療機関受診時
 - ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ③ 混雑した電車やバスに乘車する時(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、**感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。**
 - ・ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
 - ・ 「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用する。
 - ・ 感染が大きく拡大している場合に、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

【本県における対応方針】

政府の対応方針等を踏まえ、鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームからもご意見を伺いながら検討していく。ただし、重症化リスクの高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等においては、引き続き、マスクの着用を推奨する。

学校及び保育所等の卒業式・卒園式におけるマスク着用の考え方

- ・文部科学省から「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方」が示されたことを踏まえて、本県の対応を以下のとおりとします。

<考え方> ●卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席を基本

- 実施にあたっては、効果的な換気実施、参加者の咳エチケット推奨、手指衛生等必要な感染症対策を講じること

【マスクを外して差し支えない場面】

入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞

【マスク着用など一定の感染対策等を講じる】国歌・校歌等の斉唱、合唱 等

◆学校及び保育所等における対応方針

- 学校教育活動については、ガイドラインの内容に沿って、基本的な感染防止対策（密閉・密集・密接の回避、換気の徹底、手指消毒、適切なマスクの着用等）を徹底しながら実施することが重要
- 卒業式等について、文部科学省通知の内容を踏まえて幼児・児童・生徒及び教職員がマスクを外して式典を実施する場合には、適切な距離の確保や発声を可能な限り控えるなど感染防止対策を十分に徹底すること
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、次のような場面など感染防止対策を優先すべきと判断した場合は、マスク着用など一定の感染防止対策を講じた上で実施
 - 幼児・児童・生徒の発声等がある場合（国歌・校歌等の斉唱、合唱）、複数の幼児・児童・生徒による呼びかけ 等
- 基礎疾患がある幼児・児童・生徒や入試等への対応などの事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する幼児・児童・生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない幼児・児童・生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにすること

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

■小学校(小学5年生)

体力合計点(点)		
区分	男子	女子
	平均値	平均値
全国	52.28	54.31
鳥取県	52.75	54.99
北栄町	53.30	56.36

総合評価(%)										
区分	男子					女子				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
全国	9.6%	21.1%	32.3%	24.0%	13.0%	13.0%	24.1%	34.0%	21.2%	7.7%
鳥取県	9.1%	23.3%	32.8%	23.0%	11.8%	14.9%	24.9%	33.6%	20.2%	6.4%
北栄町	10.5%	19.3%	31.6%	33.3%	5.3%	16.4%	29.9%	35.8%	14.9%	3.0%

■中学校(中学2年生)

体力合計点(点)		
区分	男子	女子
	平均値	平均値
全国	41.04	47.42
鳥取県	42.28	48.47
北栄町	44.31	51.40

総合評価(%)										
区分	男子					女子				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
全国	7.9%	23.5%	35.2%	24.2%	9.3%	23.8%	29.8%	28.3%	14.5%	3.6%
鳥取県	9.3%	25.3%	35.8%	22.3%	7.4%	24.9%	30.8%	30.0%	11.6%	2.6%
北栄町	17.6%	31.4%	9.8%	35.3%	5.9%	34.5%	27.3%	27.3%	9.1%	1.8%

※体力合計点は「項目別得点表」に基づき1点から10点の10段階で評価し、次に8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、シャトルラン、50m走、立幅とび、ボール投げ）の得点を合計したものの。

※総合評価は体力合計点を「総合評価基準表」に基づきAからEの5段階で評価したものの。

■児童生徒の体力・運動能力の種目別状況

種目	学年 性別 年度		小学5年生				中学2年生			
			男子		女子		男子		女子	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4		
握力 (kg)	14.92	15.93	15.81	15.81	28.70	30.55	24.40	23.80		
	16.16	16.45	15.88	16.15	28.90	29.43	23.82	23.06		
	16.22	16.21	16.09	16.10	28.80	28.99	23.43	23.21		
上体起こし (回)	17.50	18.37	17.70	18.38	25.20	26.41	23.57	23.09		
	18.55	18.52	17.90	17.90	26.21	25.53	23.00	21.31		
	18.90	18.86	18.08	17.97	25.99	25.74	22.32	21.67		
長座体前屈 (cm)	28.42	31.71	35.28	38.18	46.06	44.63	52.14	48.75		
	31.71	32.55	35.80	36.56	43.11	42.43	46.00	45.52		
	33.48	33.79	37.90	38.18	43.67	43.87	46.20	46.07		
反復横跳び (点)	39.55	41.98	39.96	42.14	52.20	52.37	49.63	45.71		
	41.04	41.22	40.14	39.95	52.47	52.33	48.50	46.98		
	40.35	40.36	38.72	38.66	51.19	51.05	46.25	45.81		
シャトルラン (回)	54.08	50.15	46.87	17.12	84.78	85.98	58.97	59.12		
	52.88	52.06	44.86	17.10	86.05	83.10	60.59	55.87		
	46.83	45.92	38.15	15.93	79.88	78.07	54.24	51.60		
50m走 (秒)	10.00	9.56	9.66	9.54	8.21	8.38	9.23	9.04		
	9.55	9.54	9.74	9.72	7.86	7.95	8.69	8.89		
	9.45	9.53	9.64	9.70	8.01	8.06	8.88	8.96		
立ち幅跳び (cm)	150.18	158.02	148.53	144.55	201.41	205.59	176.69	180.22		
	152.59	150.54	145.39	144.21	200.59	201.61	172.03	169.58		
	151.41	150.83	145.18	149.68	196.36	196.89	168.15	167.04		
ボール投げ (m)	19.22	20.15	12.91	14.01	20.15	22.09	12.53	13.47		
	21.40	21.19	13.63	13.61	20.16	20.44	12.53	12.19		
	20.58	20.31	13.30	13.17	20.31	20.28	12.72	12.45		
合計得点	49.05	53.30	54.83	56.36	41.80	44.31	51.63	51.40		
	52.62	52.75	54.95	54.99	42.61	42.28	50.89	48.47		
	52.52	52.28	54.64	54.31	41.18	41.04	48.56	47.42		

※上段：北栄町 / 中段：県平均 / 下段：全国平均

※ 全国・県平均を上回るもの、 全国・県平均を下回るもの

資料3

パブリックコメントの結果について

[実施方法]

名称	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画第3次改訂(案)
募集期間	令和4年12月14日から令和5年1月16日まで
応募資格	北栄町内に居住、在学、在勤の方
提出方法	閲覧場所は、生涯学習課、北条支所、ほくほくプラザ、町HP
	①郵便、②FAX、③電子メール、④直接提出のいずれかによる提出 「意見書用紙」に氏名・住所・電話番号・ご意見を記入し提出
提出先	北栄町役場 生涯学習課

[ご意見 1] ★障がいのある人の人権について

意見要旨	対応案
<p>学校での障がい児の受入れについて、障がいのある人と共に学ぶことや交流の大切さについて触れてほしい。</p> <p>(計画本文 P14,15)</p>	<p>「(2)基本計画 ①教育・啓発の推進」及び「主な施策事業 職場体験学習事業」を修正し、障がいの理解と共生に関する教育の推進について追記し、明記いたします。</p>
修正前	修正後
<p>(2)基本計画 ①教育・啓発の推進 障がいの有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすい共生社会の実現をめざし、障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、教育や啓発及び交流を推進します。また、県と連携しながら「あいサポート運動」について積極的に取り組みます。</p> <p>=主な施策事業= [事業名] 職場体験学習事業</p> <p>[概要] 町内の事業所の協力のもとに社会体験の機会を設け、障がいのある人への理解を深める [担当課] 教育総務課</p>	<p>(2)基本計画 ①教育・啓発の推進 障がいの理解を深める教育や啓発を推進するとともに、障がいのある人と障がいのない人が共に学び、交流することを通して、差別意識の解消や地域社会で共に生きるスキルと理解を育みます。また、県と連携しながら「あいサポート運動」について積極的に取り組みます。</p> <p>=主な施策事業= [事業名] 障がいの理解と共生に関する教育の推進 [概要] 特別支援学校との交流や、社会体験の機会などを設け、障がいのある人への理解を深める [担当課] 教育総務課</p>

[ご意見 2] ★個人のプライバシーに関する人権について

意見要旨	対応案
<p>主な施策事業に「申請者の本人確認」があるが、申請者の本人確認は法律で定められた当然の内容である。わざわざ主な施策事業として掲げる必要はないのではないかと？</p> <p>(計画本文 P29)</p>	<p>ご意見のとおり、主な施策事業から削除いたします。</p>

[ご意見 3] ★用語解説における”ハンセン病”の説明について

意見要旨	対応案
<p>用語解説の”ハンセン病”について、「日本では新患者の発生はほとんどない」と記載してあるが、この文言は不要ではないか？</p> <p>(参考資料 P4)</p>	<p>ご指摘の文言については削除します。最近でも毎年数名は感染している方がおられ、感染者の気持ちも考え、また必ずしも必要な情報ではないため削除します。</p>
修正前	修正後
<p>ハンセン病 癩菌によって起こる慢性感染症。感染力は弱い。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。かつては不治の病とされたが、治療薬の出現により治療可能となった。日本では新患者の発生はほとんどない。</p>	<p>ハンセン病 癩菌によって起こる慢性感染症。感染力は弱い。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。かつては不治の病とされたが、治療薬の出現により治療可能となった。</p>

[ご意見 4] ★意識調査における”障がいのある人の人権”の選択項目について

意見要旨	対応案
<p>人権意識調査の問13～問15の選択項目について、その内容が類似している。まとめた方が分かりやすいのでは？</p> <p>3 地域における人権意識を高めるための教育・啓発を行う 7 障がいのある人に対する正しい認識を広げる教育や研修・啓発活動を充実させる</p> <p>(意識調査 P24～26)</p>	<p>次回の意識調査において、左記設問項目の内容をまとめる方向で検討します。</p>

[ご意見 5] ★意識調査における”刑を終えて出所した人の人権”の選択項目について

意見要旨	対応案
<p>人権意識調査の問23の選択項目について、犯罪を犯した本人から見た問題点のみの記載である。「犯罪を犯した人の家族等への偏見や差別」も大きな問題であることから、選択項目の追加を検討してほしい。</p> <p>(意識調査 P34)</p>	<p>次回の意識調査において、選択項目に追加する方向で検討します。</p>